

令和6年度 下請取引適正化推進講習会資料

令和6年7月26日(金) 静岡県産業振興財団

下請法の制定

事業者が、自己よりも取引上劣位な地位にある委託先(外注先)に対して、不当に不利益を与える行為は、独占禁止法によって禁止されている「優越的地位の濫用行為」に当たる場合がある。

ただし、

- ・ 「優越しているといえるか」「濫用行為に当たるか」を個別に認定する必要がある。
- ・ 独占禁止法の手続では相当期間を要し、問題解決の時機を逸するおそれがある上、継続的取引関係を悪化させる要因となる場合もある。
- ・ 下請取引の性格上、下請事業者による親事業者の違反行為の申告はあまり期待できない。



適用対象を明確にし、違反行為の類型を具体的に法定し、簡易な手続で迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図る。



1956(昭和31)年 下請法(下請代金支払遅延等防止法)の制定

下 請 法 の 概 要

目 的

- 下請取引の公正化
- 下請事業者の利益保護

親事業者・下請 事業者の定義

- 委託内容&資本金区分(2つの条件)

親事業者の 義務&禁止事項

- 4つの義務
- 11の禁止事項

【[下請取引適正化推進講習会テキスト](#)参照】概要は2ページ、禁止事項の一覧表は39ページ

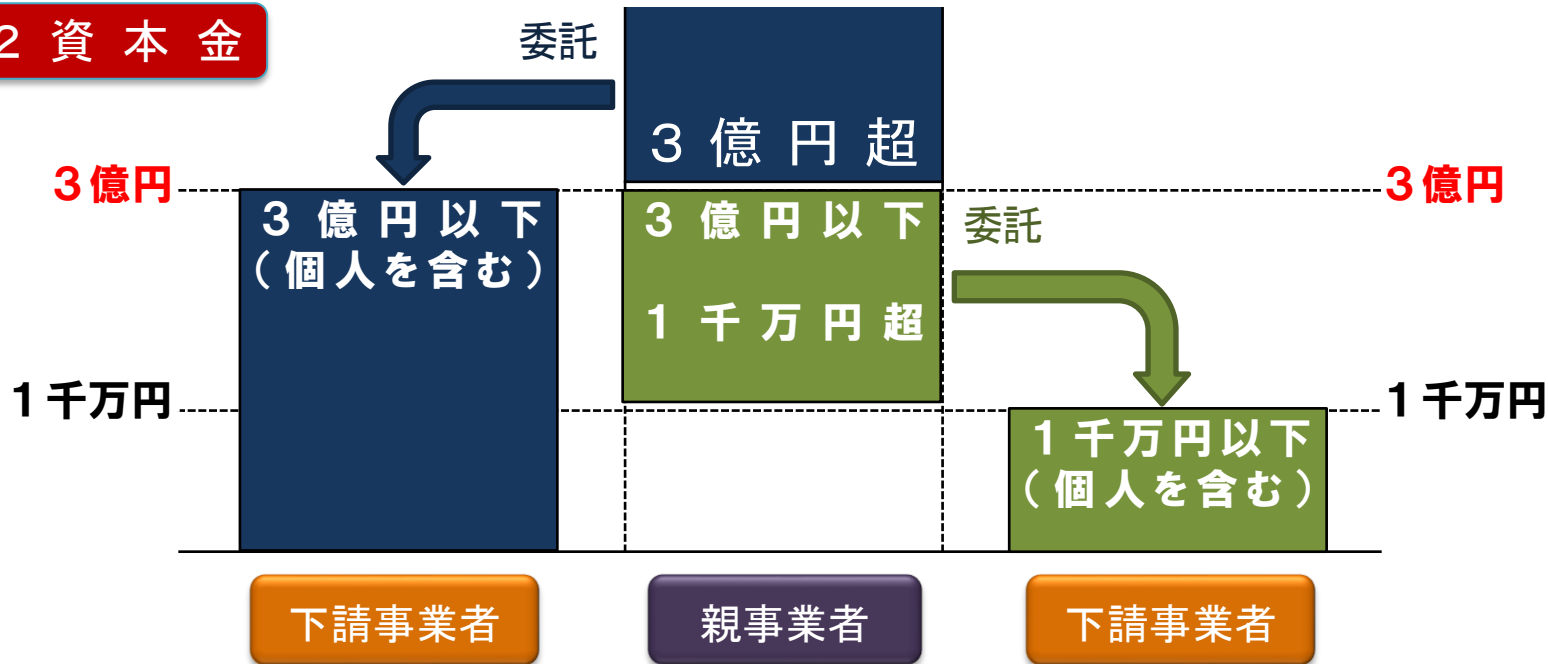
A 取引内容 & 資本金 (3億円基準)

1 委託内容

- 部品、金型等の**製造委託**
- 物品の**修理委託**
- **情報成果物作成委託**のうちプログラム作成委託
- **役務提供委託**のうち、物品の運送・倉庫保管、情報処理の委託



2 資本金



B 取引内容 & 資本金 (5千万円基準)

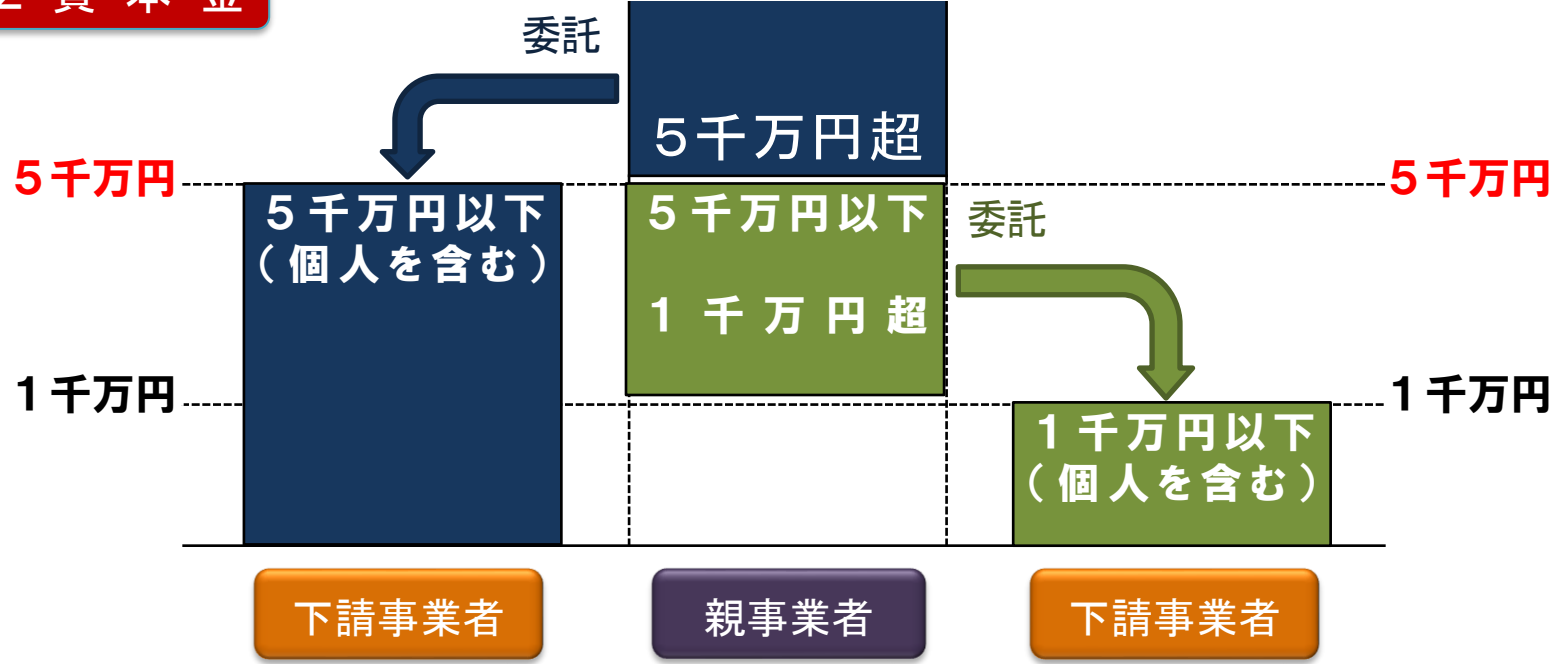
1 委託内容

- ・ **情報成果物作成**委託 (プログラムの作成を除く)
- ・ **役務提供**委託 (物品の運送・倉庫保管、情報処理を除く)



※ 建設工事は下請法の適用対象外⇒ 建設業法に下請法と同様の規定があり、下請事業者の保護が別途図られているため。

2 資本金



【テキスト参照】4ページ

製造委託（類型1）

- 物品の**販売を行っている事業者**が、規格、品質、デザイン、ブランドなどを指定して、その物品や部品の製造を委託する。

例：自動車メーカーが、自動車部品の製造を部品メーカーに委託する。



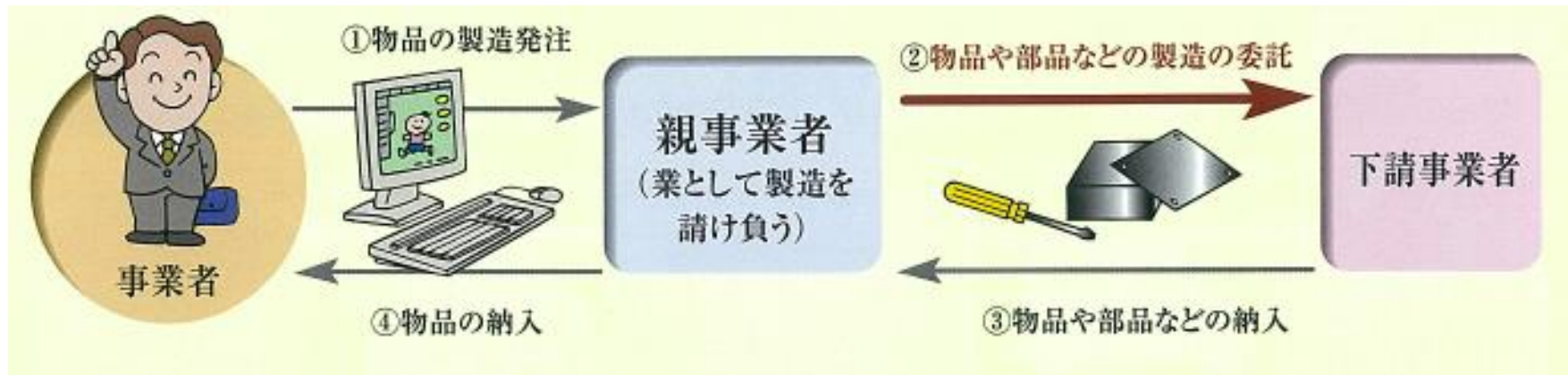
※ 下請法において、「委託」とは、下線のとおり、仕様や内容を指定して依頼することをいいます（以下、本資料において同じ。）。

【テキスト参照】解説は5ページ類型1。図は7ページ

製造委託（類型2）

- 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品の製造を委託する。

例：精密機械メーカーが、受注生産する精密機械用の部品の製造を部品メーカーに委託する。



製造委託（類型3）

- 物品の修理を行っている事業者が、修理に必要な部品、原材料の製造を委託する。

例：家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する。

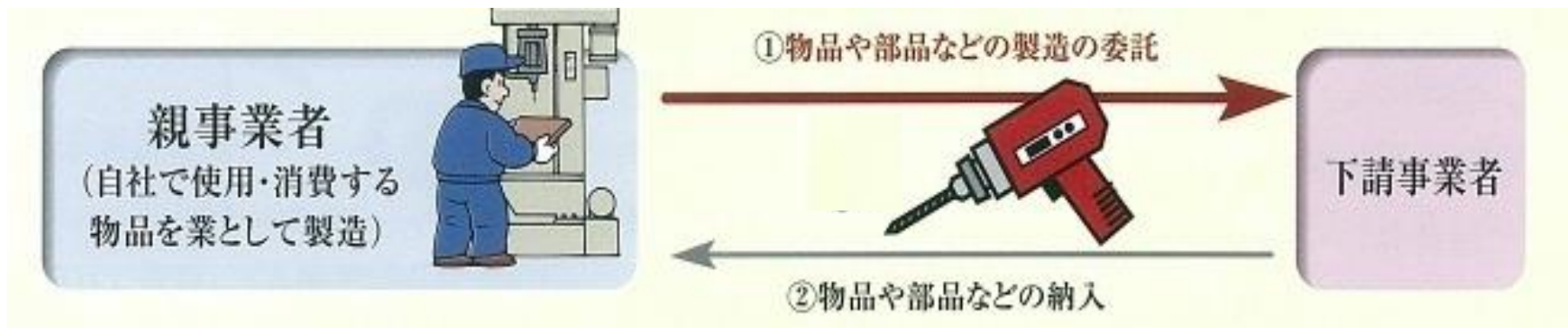


※ 他の事業者から修理を依頼される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。

製造委託（類型4）

- 自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品や部品の製造を委託する。

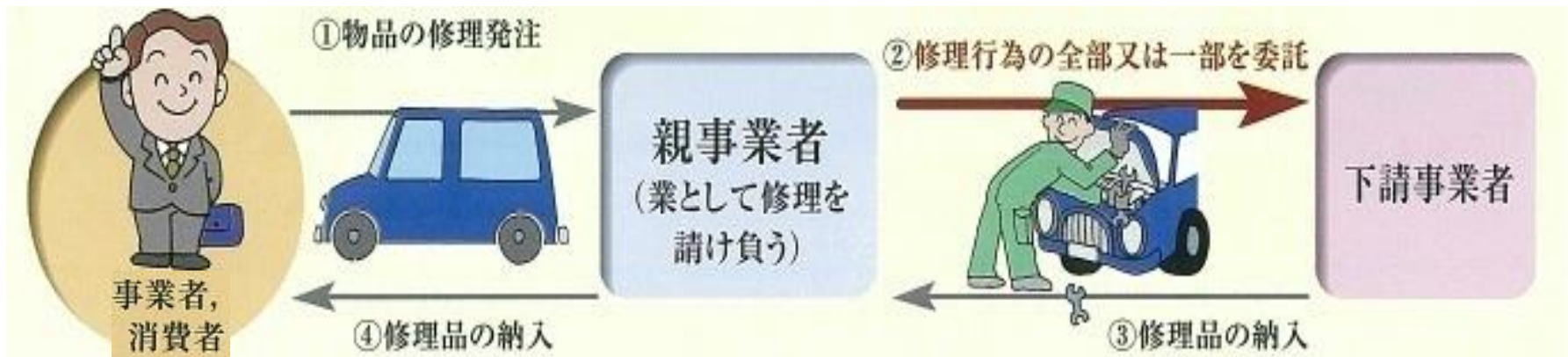
例：自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、その工具の製造を他の工作機器メーカーに委託する。



修理委託（類型1）

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理を他の事業者へ委託する。

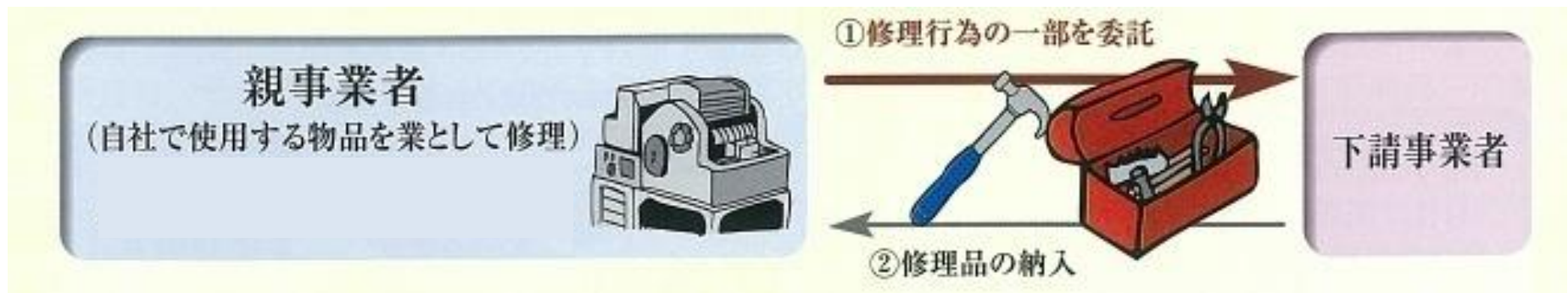
例：自動車ディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する。



修理委託（類型2）

- 自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理を他の事業者へ委託する。

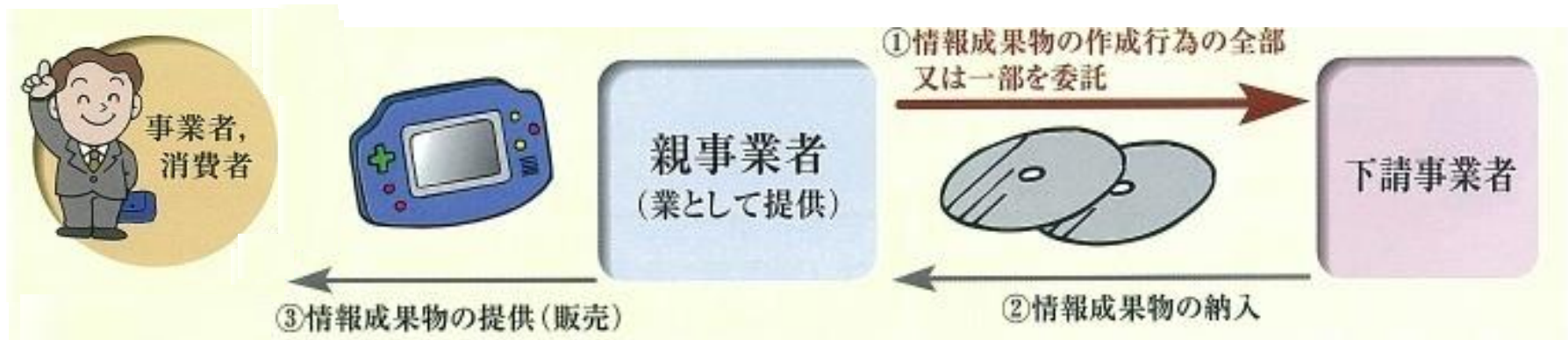
例：自社工場の設備を自社で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する。



情報成果物作成委託（類型1）

- 情報成果物を提供している事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者へ委託する。

例：ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションの開発をソフトウェアメーカーに委託する。

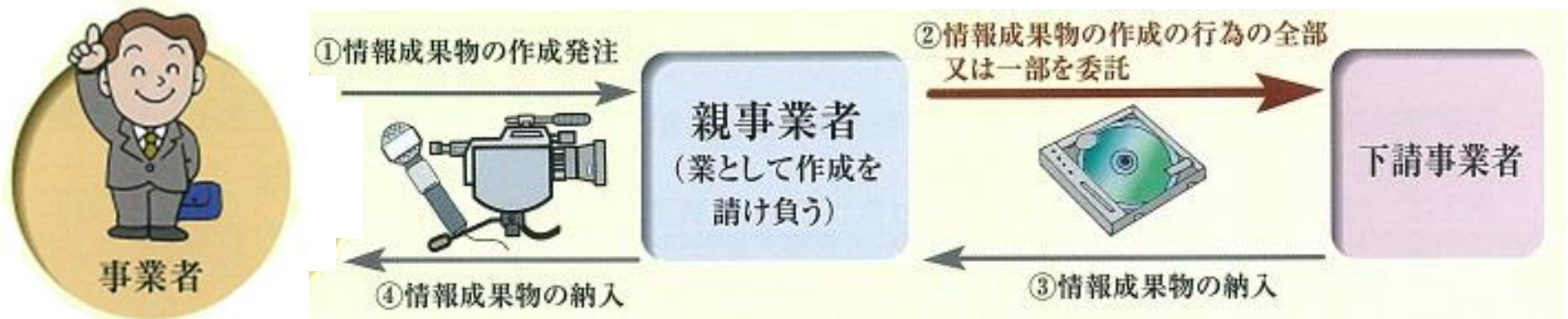


※ 情報成果物とは、ソフトウェア、映像コンテンツ、設計図等のことをいいます。

情報成果物作成委託（類型2）

- 情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する。

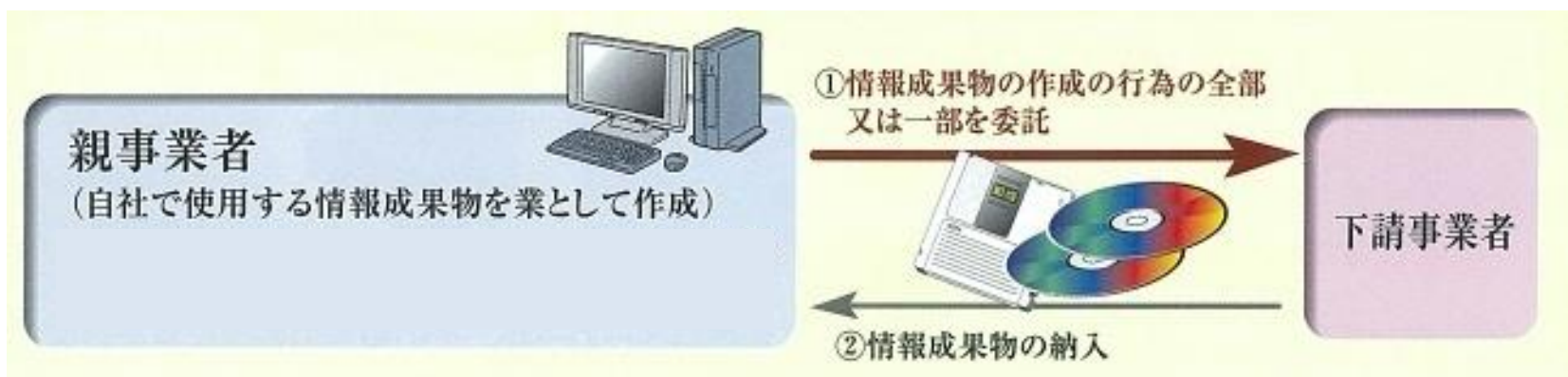
例：広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する。



情報成果物作成委託（類型3）

- 自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する。**

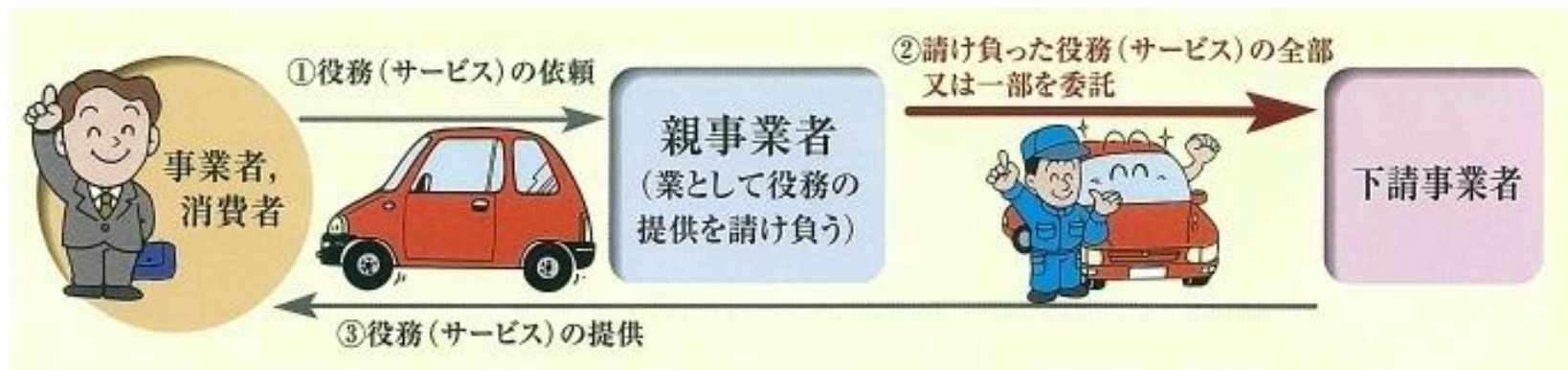
例：家電メーカーが、自社のシステム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する。



役務提供委託

- 役務の提供を請け負っている事業者が、その役務を他の事業者に委託する。

例：自動車ディーラーが、顧客から請け負ったメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する。



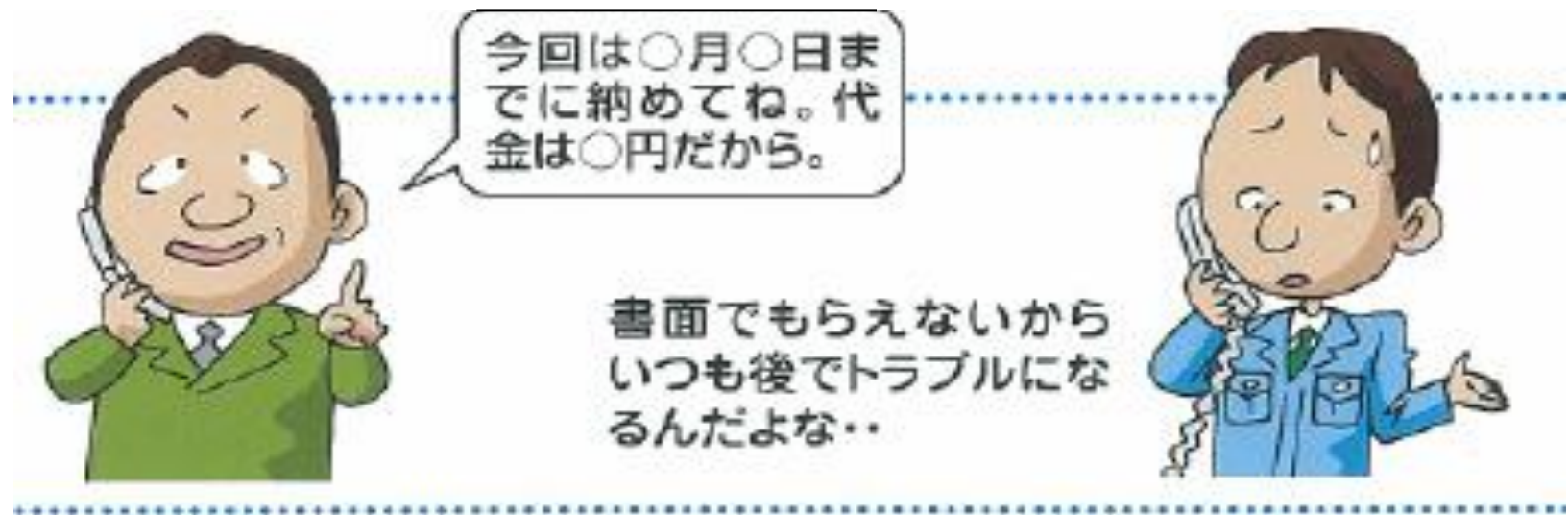
※ 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他社に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。例えば、工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託することは、役務提供委託に該当しません。

親事業者の義務

- ① 書面の交付義務
- ② 下請代金の支払期日を定める義務
- ③ 遅延利息の支払義務
- ④ 書類の作成・保存義務



書面の交付義務 (第3条)



親事業者は発注した場合は、直ちに発注内容を明記した書面を交付しなければなりません(下請事業者の承諾を得て、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することができます。)

発注書面には次の事項を明確に記載することとなっています

必須

- ① 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の場合は、提供される役務の内容)
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所(役務提供委託の場合は、役務が提供される場所)

該当する場合

- ⑥ 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の場合は、提供される役務の内容)について検査をする場合は、その検査の完了する期日

必須

- ⑦ 下請代金の額
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

該当する場合

注文書

令和○年○月○日

_____ 殿

○○○株式会社

品名及び規格・仕様等

納期

納入場所

検査完了期日

数量(単位)

単価(円)

代金(円)

支払期日

支払方法

○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

	令和〇年〇月〇日						
_____ 殿	注文書						
当社が今後発注する場合の支払方法 なお、御承諾の場合は、御連絡くだ	令和〇年〇月〇日						
1 支払制度 毎月〇日納品	〇〇〇株式会社						
2 支払方法 支払総額〇円	品名及び規格・仕様等						
〃 〇円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">納期</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">納入場所</td> </tr> </table>	納期	納入場所				
納期	納入場所						
3 検査完了期日 納品後〇日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; padding: 5px;">数量(単位)</th> <th style="width: 33%; padding: 5px;">単価(円)</th> <th style="width: 33%; padding: 5px;">代金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	数量(単位)	単価(円)	代金(円)			
数量(単位)	単価(円)	代金(円)					
4 実施期間 令和〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)	<p>なお、現金に 機関の休業日に 営業日に支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。 <li style="border: 2px solid red; padding: 2px;">・ 支払期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。 <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">関連付け</p>						
以上							

算定方法による下請代金の額の記載

困難やむを得ない事情がある場合

発注書面には、下請代金の額を具体的な金額で記載しなければなりません。が、「**具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合**」には、算定方法による記載も認められます(価格表など、単価等を定める書面が別途ある場合は当該書面との関連付けが必要。)

ただし、**具体的な金額が自動的に確定する算定方法**でなければなりません。また、**具体的な金額の確定後、速やかに当該金額を通知する必要がある**あります。

具体例

- ・一定期間に提供した役務の種類及び量に応じて支払われる
運送代金
- ・修理してみないと判明しない修理費用

注 文 書

令和〇年〇月〇日

_____ 殿

〇〇〇株式会社

(別添:単価表)

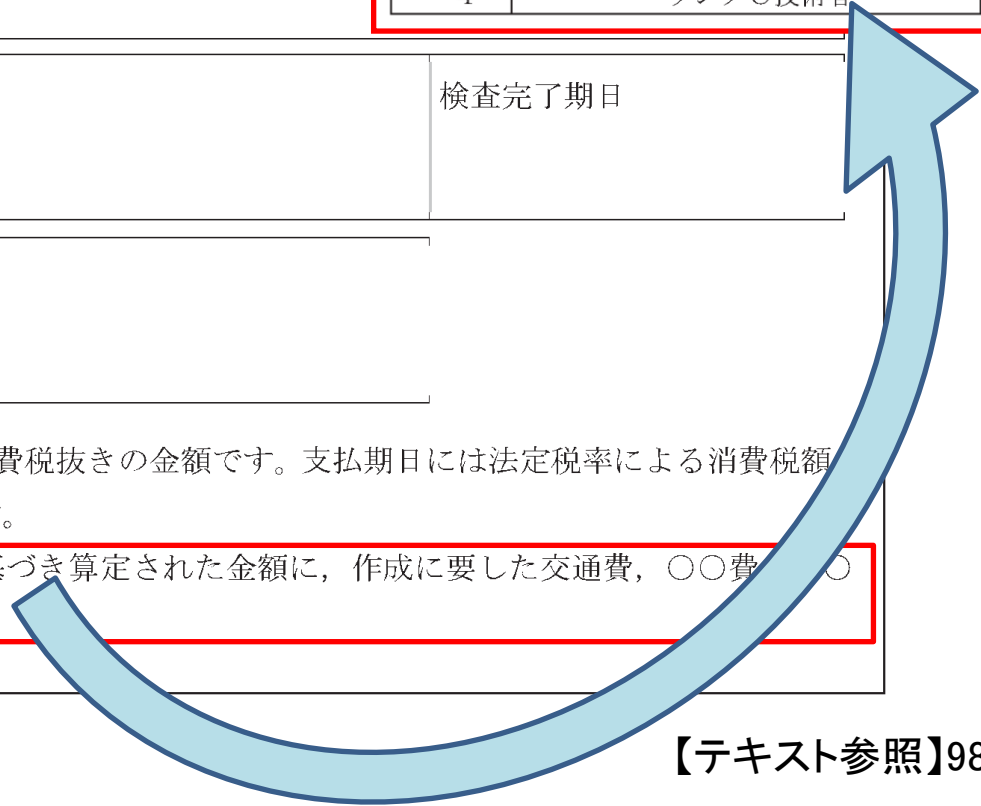
品名及び規格・仕様等

パターン	内容等	単価
1	基本作業〇〇	円
2	ランクA技術者	1 H 円
3	ランクB技術者	1 H 円
4	ランクC技術者	1 H 円

納 期	納入場所	検査完了期日
-----	------	--------

支払期日	支払方法
------	------

- 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額、地方消費税額分を加算して支払います。
- 代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、〇〇費、〇〇費の実費を加えた額を支払います。



例外的な書面の交付方法

正当な理由がある場合

ユーザーの最終仕様が確定していないなど、発注時点で下請事業者の給付の内容等を定められない正当な理由がある事項は、当該事項を記載せずに「**内容が定められない理由**」及び「**内容を定めることとなる予定期日**」を記載して発注書面(当初書面)を交付することができます。ただし、内容が定められた後直ちに、当該内容を記載した書面(補充書面)を交付する必要があります。

当初発注書面

+

補充書面



必要記載事項を充足

(補充書面)

(当初書面)

注 文 書

令和〇年〇月〇日

_____ 殿

〇〇〇株式会社

<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">品名及び規格・仕様等 「〇〇仕様書」のとおり</div>		
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">納 期 令和〇年〇月〇日</div>	納入場所	検査完了期日
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">代金(円) 〇〇〇〇円</div>	支払期日	支払方法

・ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

・ 本注文書は、令和〇年〇月〇日付け注文書の記載事項を補充するものです。

品名及び規格・仕様
品名「〇〇」
詳細仕様は未定（

納 期
未定

代金(円)
未定

- ・ 未定の事項の内容が定められない理由 ユーザーの仕様が未確定
 - ・ 未定の事項の内容を定めることとなる予定期日 令和〇年〇月〇日

支払期日を定める義務 (第2条の2)

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して**60日以内**のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなければなりません。

以下のとおり、支払期日がみなされます

- ア 支払期日を定めなかった場合 → 物品等を実際に受領した日
- イ 定めた支払期日が60日を超えている場合 → 受領した日から起算して60日を経過した日の前日

※ 月単位の締切制度を採用している場合、「受領後60日以内」の規定を「受領後2か月以内」として運用しており、大の月(31日)も小の月(30日)も同じく1か月として運用しています。

遅延利息の支払義務 (第4条の2)

親事業者は、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、発注した物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間、その日数に応じ下請事業者に対して遅延利息(未払金額に年率14.6%を乗じた額)を支払わなければなりません。



書類の作成・保存義務 (第5条)

親事業者は、給付内容、下請代金の額など、**下請取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存する義務**があります。(以下、発注書面の記載事項では満たすことのできない項目のみ抜粋。)【テキスト36、37ページに記載の①～④、⑧、⑨の6項目は発注書面と共通(共通事項の①のうち親事業者の名称は含まない。)]

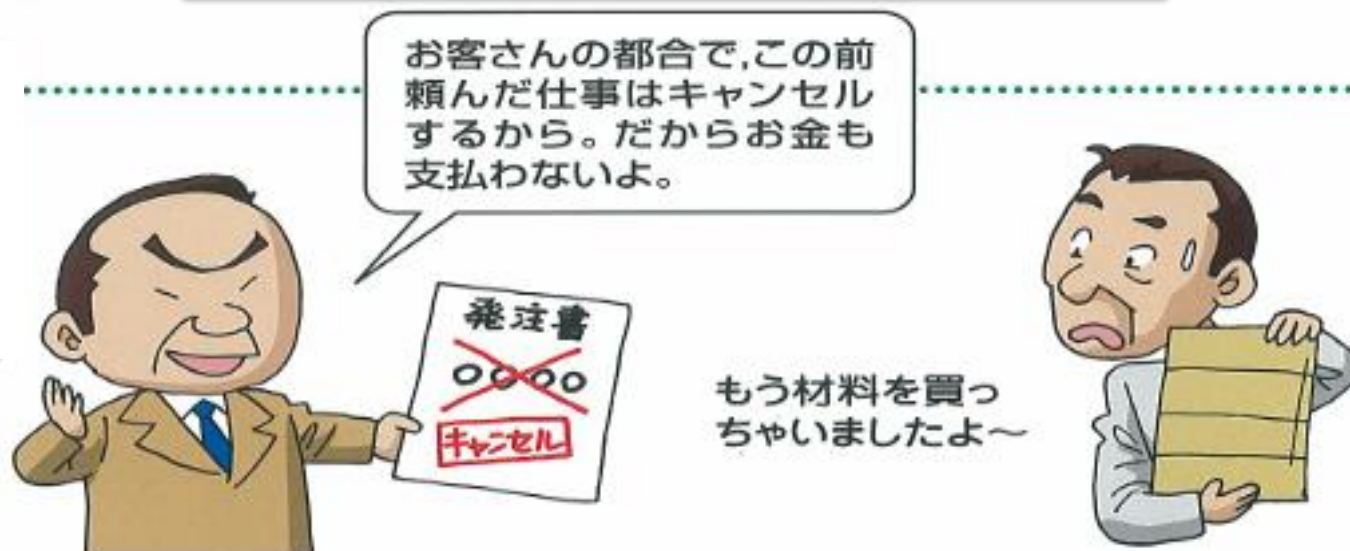
- ⑤ 受領した給付の内容及び受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された期日又は期間)
- ⑥ 検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び不合格品の取扱い
- ⑦ 変更又はやり直しをさせた場合の内容及び理由
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式の場合は、貸付け等の額及び貸付期間等の始期並びに親事業者が下請代金債務相当額等を金融機関に支払った日
- ⑭ 電子記録債権の場合は、電子記録債権の額、支払を受けることができることとした期間の始期及び満期日
- ⑮ 有償支給原材料等の品名、数量、対価、引き渡した日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

親事業者の禁止事項

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止
- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止



受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)



親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。

下請事業者に責任があり、受領拒否できる場合

- 1 発注書面に明記された委託内容と異なるものや欠点、欠陥があるものが納入された場合
- 2 発注書面に明記された納期までに納入されなかったため、そのものが不要となった場合（無理な納期設定をした場合を除きます。）

事例 ① 自社の都合を理由とした受領拒否

鉄鋼製品の製造を下請事業者に委託しているA社は、鉄鋼製品を販売先に緊急に納入する必要があったことから、下請事業者2社に急いで製造するよう発注した。その後、A社は、1社から早く納入されたため、他の1社に対して不要になったとして発注を取り消した。

事例 ② 販売計画の変更を理由とした受領拒否

衣料品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、販売予想に見込み違いが生じたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

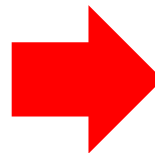
ワンポイント

- (1)「受領」とは、下請事業者が納入したものを、社内検査の有無にかかわらず受け取る行為であって、親事業者が事実上支配下におけば受領したことになります。
- (2) 受領拒否とは、次のような行為も該当します。
 - ① 発注の取消
 - ② 納期の延期
 - ③ 検査基準の恣意的変更による不合格の扱い

下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)



親事業者は、支払期日までに下請代金を支払わなければなりません。



支払期日までに支払えなかった場合…
親事業者は、製品や商品等を受領した日(又はサービスが提供された日)から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。
＝遅延利息の支払義務(本資料31ページ)】

事例① 支払制度に起因する支払遅延

ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、一部のソフトウェアの下請代金については、最長10日の支払遅延が生じることとなった。

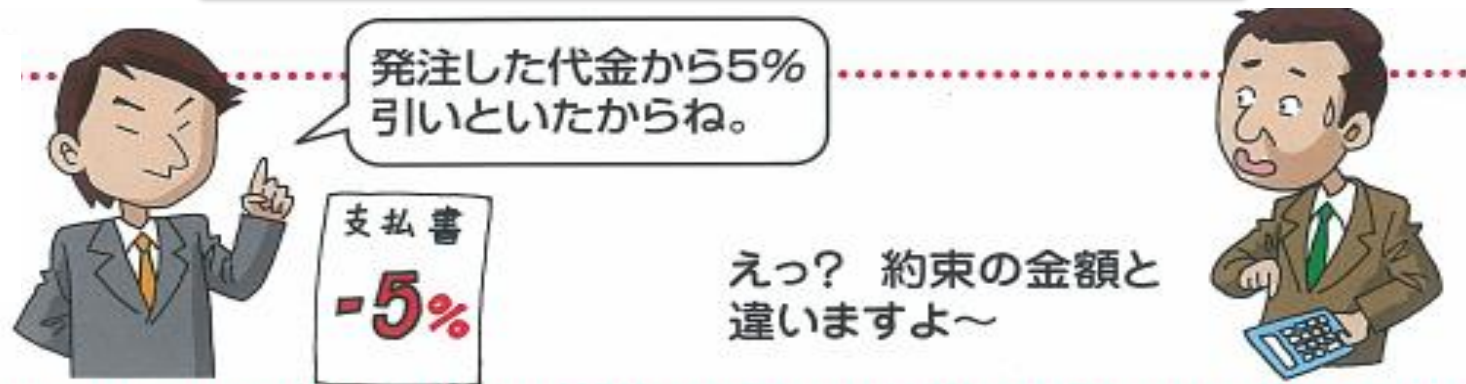
事例② 事務処理の遅れを理由とした支払遅延

ナビゲーションシステム用の地図データの作成を下請事業者に委託しているD社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

事例③ 請求書の提出遅れを理由とした支払遅延

アクセサリーの製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)



親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額を減じてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問いません。

下請事業者に責任があり減額できるのは、次の場合に限定されます

- 1 下請事業者に責任があり受領拒否・返品をした場合に、その分の代金を減じるとき
- 2 下請事業者に責任があり受領拒否・返品できるのに、そうしないで、親事業者が手直した場合に、その手直しにかかった費用を減じるとき
- 3 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

事例 ①

一定率を差し引くことによる減額

衣料品、雑貨等の製造を下請事業者に委託しているF社は、発注書の作成等の費用に充てるため、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

事例 ②

新単価の遡及適用による減額

有機溶剤の容器の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用していた。

事例 ③

取引先の都合を理由とした減額

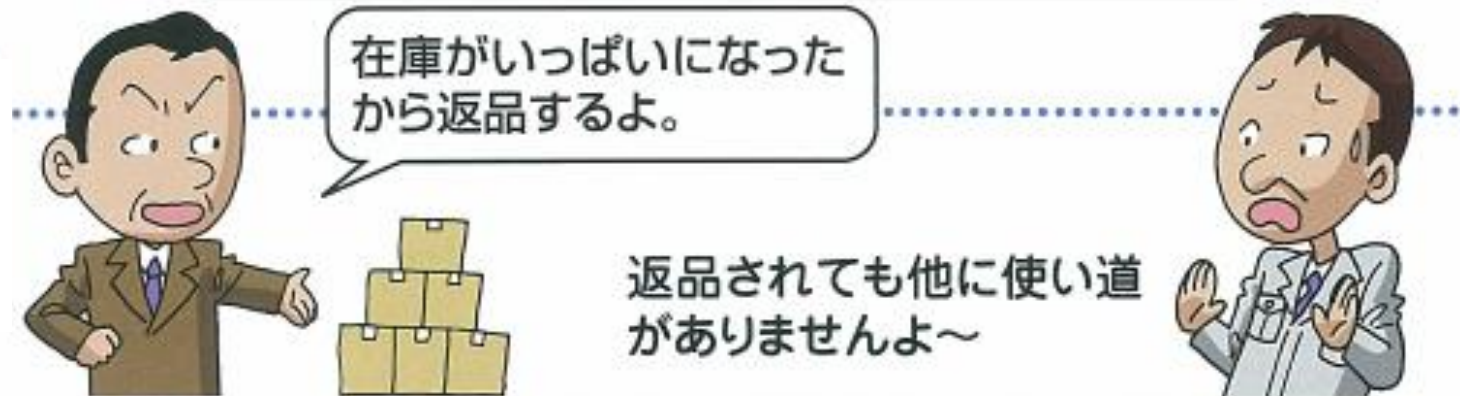
テレビコマーシャルの制作を下請事業者に委託しているH社は、取引先からの代金の減額を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

ワンポイント

以下の場合、下請代金の額を「減ずること」には当たりません。

- ① 親事業者が下請事業者に正当に販売した商品(原材料等)・提供した役務の対価などの債権を下請代金から差し引く(債権と債務の相殺処理を行う)こと。
- ② 発注前に、振込手数料を下請事業者が負担することを書面で合意し、実費の範囲内で差し引くこと。

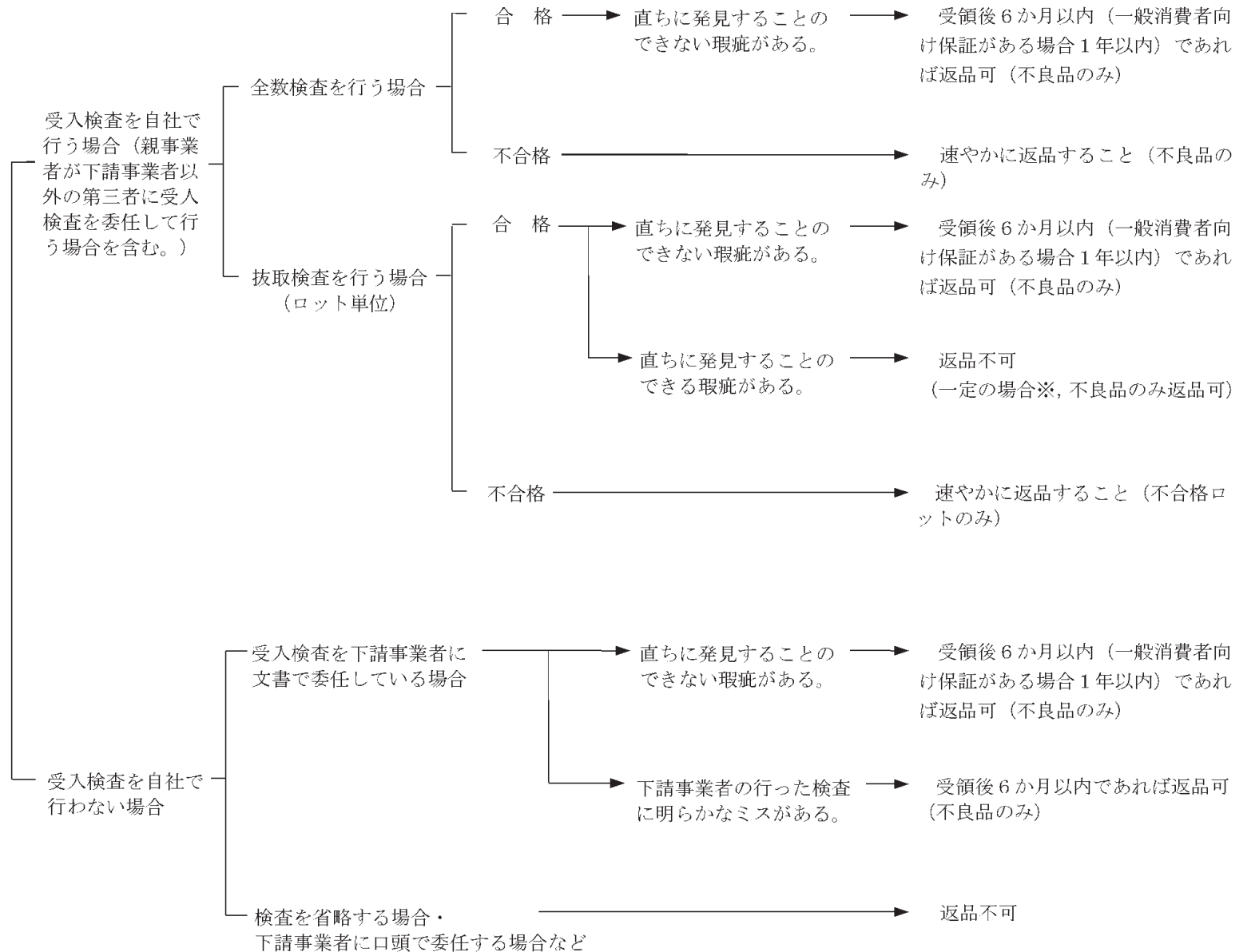
返品禁止 (第4条第1項第4号)



親事業者は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品してはいけません。
(下請事業者の責任による直ちに発見できない瑕疵であっても、受領後6か月を超えて返品してはいけません。)

下請事業者に責任があり、返品できる場合

- 1 給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合
 - 2 汚損・毀損等された物品等が納入された場合
- (注)親事業者が、発注後、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められません。



事例 ① 販売期間終了を理由とした返品

スキーウェア等の製造を下請事業者に委託しているI社は、販売期間が終了したことを理由に、当該商品の在庫を返品していた。

事例 ② 賞味期限を理由とした返品

土産用の加工食品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該加工食品の在庫を返品していた。

事例 ③ 自社の誤発注を理由とした返品

食料品の製造を下請事業者に委託しているK社は、自社が誤発注したことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。

MEMO

買ったときの禁止 (第4条第1項第5号)



親事業者は、下請代金を決定するときに、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。

買ったときの判断基準

- ① 下請事業者と十分な協議が行われたか
- ② 差別的な取扱いではないのか
- ③ 「通常支払われる対価」と実際に支払われた対価とのかい離状況
- ④ 原材料等の価格動向

※①～④などを総合的に勘案して判断します。

事例① 短納期発注による買ったたき

データベース用ソフトウェアの作成を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

事例② 大量発注の前提単価での少量発注による買ったたき

電子部品の製造を下請事業者に委託しているM社は、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

事例③ 一方的な単価引下げによる買ったたき

自社ブランドの日用品等の製造を委託しているN社は、商品の売行きが悪いことを理由に、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を一方的に引き下げて著しく低い単価を定めて発注していた。

ワンポイント

「通常支払われる対価」とは、

- ① 実際に行われている取引の価格、つまり「市価」のこと
- ② 市価の把握が困難な場合は、それと同種・類似の給付の従来価格

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）
【令和5年5月末開始】
- ・緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）
- ・立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年6月上旬公表予定】

②下請法の執行強化等

1 重点的な立入調査

- ・下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定（情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種）
- ・重点的な立入調査の実施【継続実施】

2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

2 相談対応及び情報収集の実施

- ・「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

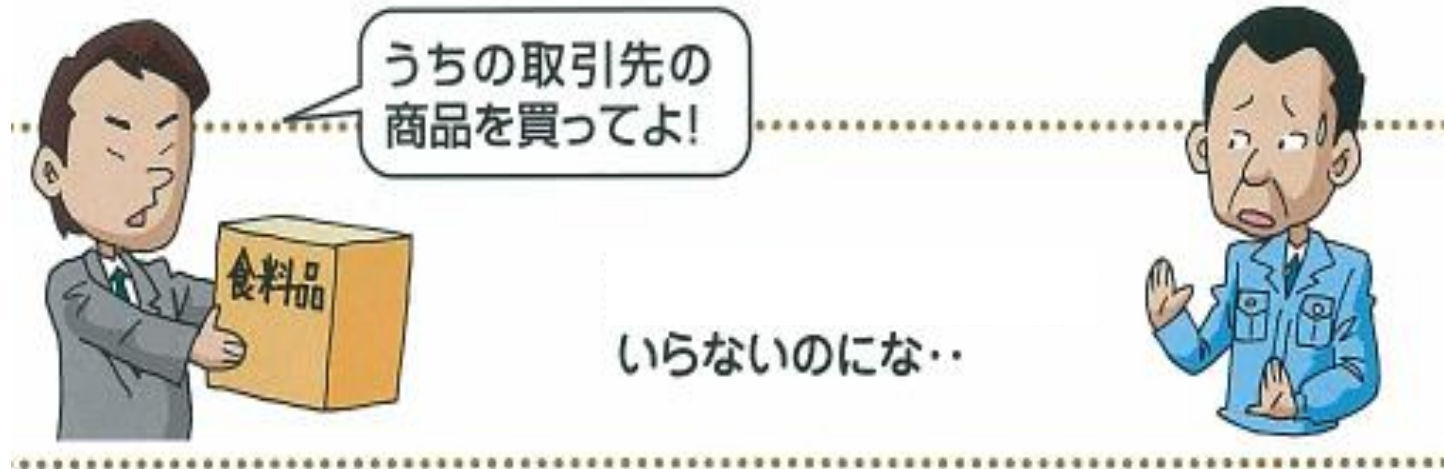
受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

令和5年11月29日に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、下請法上の買ったたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、下請法運用基準を以下のとおり改正（令和6年5月27日）

改正前	改正後
<p>5 買ったたき</p> <p>(1) (略)通常のと価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>従前の給付に係る単価で計算された対価を通常のと価として取り扱う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>5 買ったたき</p> <p>(1) (略)通常のと価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。</u></p> <p>ア <u>従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額</u></p> <p>イ <u>当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額</u></p>

購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)



親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

事例① 自社サービスの利用強制

自動車用の電気系統装置の修理を下請事業者に委託している〇社は、下請事業者に対し、自社が提供する車両整備サービスを有償で利用させていた。

事例② 自社製品の購入強制

ビルメンテナンスを下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、自社が運営する宿泊施設のクーポンを購入させていた。

事例③ 取引先製品の購入強制

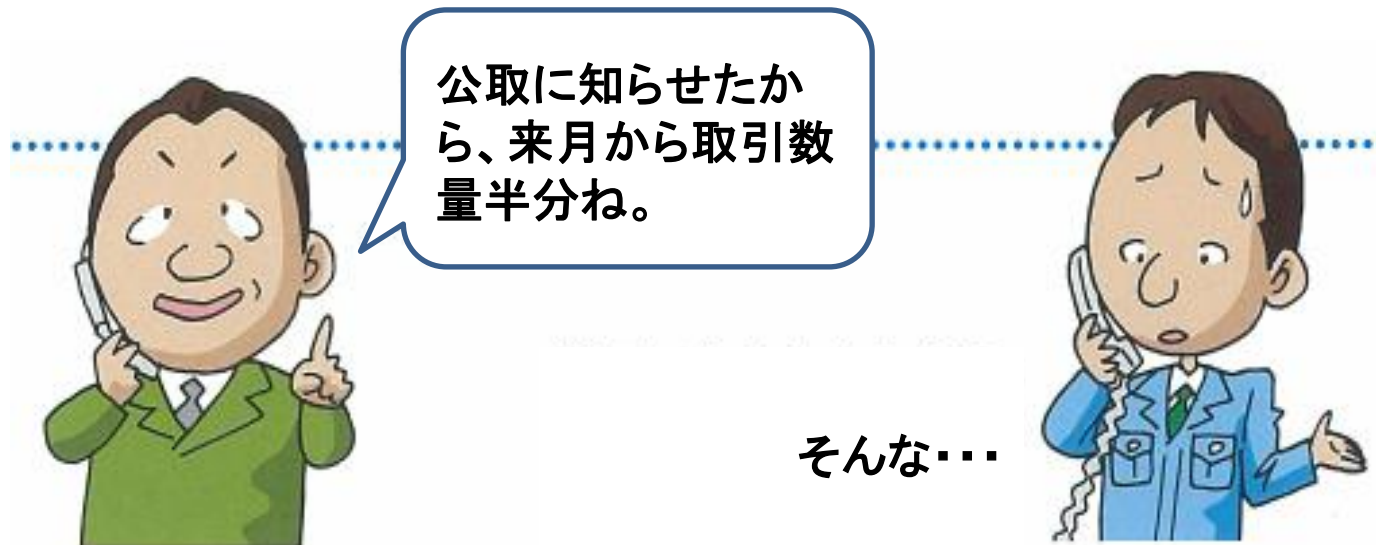
自動車の修理を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、取引先から購入した健康食品を購入させていた。

ワンポイント

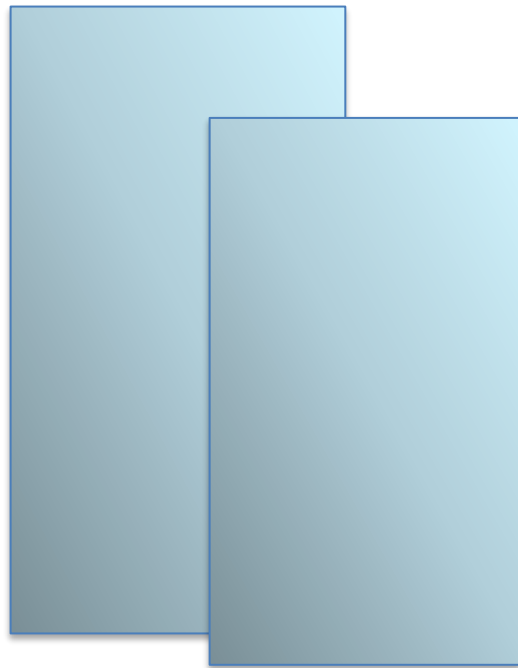
次のような方法で自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは問題となるおそれがあります。

- 1 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼす者が要請する場合
- 2 下請事業者ごとに目標額等を定めて要請する場合
- 3 要請に応じなければ不利な取扱いをすることを示唆する場合
- 4 下請事業者が、購入等をしないとしたにもかかわらず、重ねて要請する場合
- 5 下請事業者から購入申出がないにもかかわらず、一方的に物を送付する場合

報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)

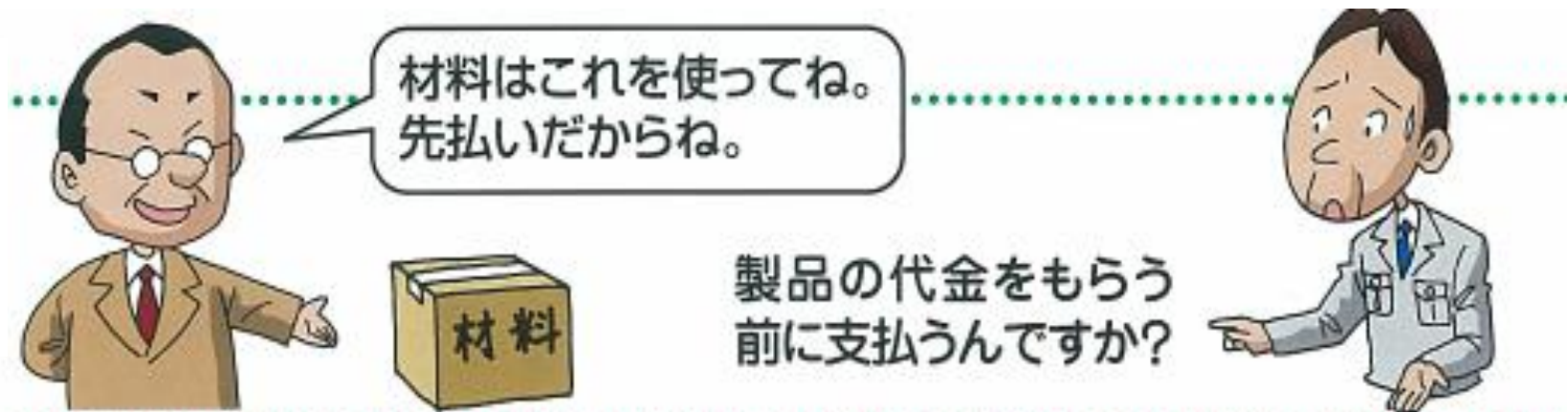


親事業者が禁止行為に該当する行為を行った場合に、下請事業者がその事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を削減したり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをしてはいけません。



問題と思われる行為があれば
相談してください。
秘密は守ります。

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)



親事業者が下請事業者に有償で支給する原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合、その物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

見合い相殺となるように注意が必要

事例 ①

製造委託における早期決済

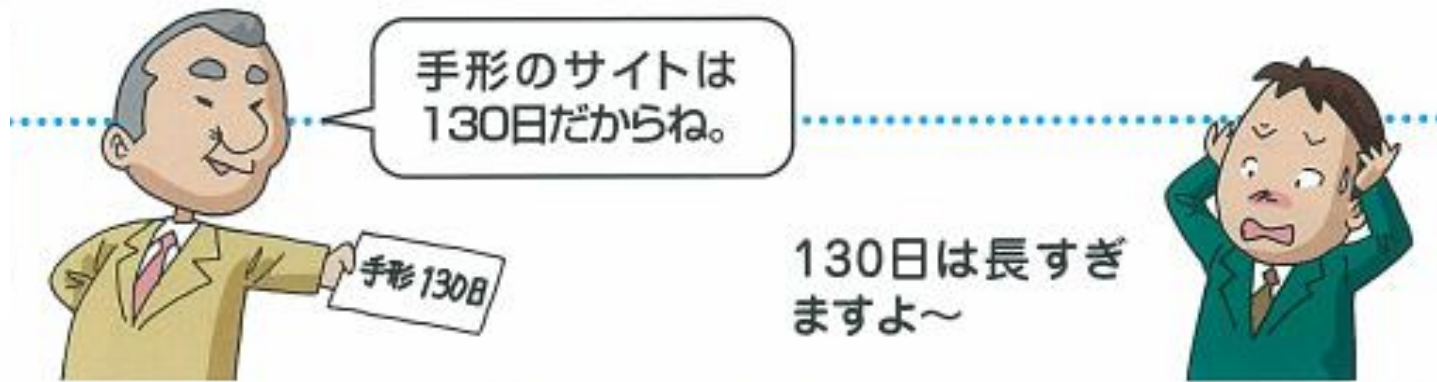
自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているR社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

事例 ②

修理委託における早期決済

冷凍冷蔵庫の修理を下請事業者に委託しているS社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)



手形のサイトは、繊維業の取引で90日(3か月)以内、その他の業種の取引で120日(4か月)以内でなければなりません。

事例 ①

製造業における割引困難手形

木材加工用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているT社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

事例 ②

繊維業における割引困難手形

絹織物の加工を下請事業者に委託しているU社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

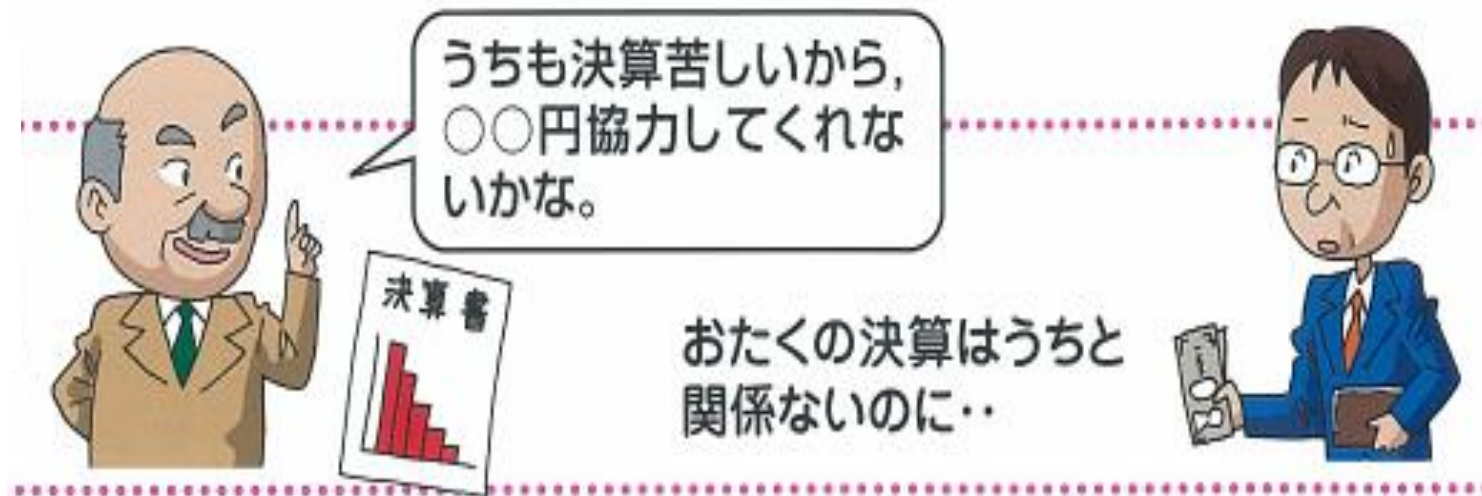
手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準を変更するとともに、手形等のサイトを円滑に短縮するため、中小企業庁と連名で、関係事業者団体に対し、以下の内容を要請(令和6年4月30日)

要 請 の 内 容

- 1 サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まること。
- 2 ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。
- 3 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

MEMO

不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)



親事業者は自社のために、下請事業者に対して、お金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させてはいけません(協賛金等に限らず、知的財産権の無償譲渡、金型保管料等も含む。)

事例 ①

知的財産権等の無償譲渡の要請

ソフトウェア開発を下請事業者に委託しているV社は、下請事業者に対し、当該ソフトウェアの知的財産権等(デザイン・アイデア等も含む。)を無償で譲渡させていた。

事例 ②

金型の無償保管要請

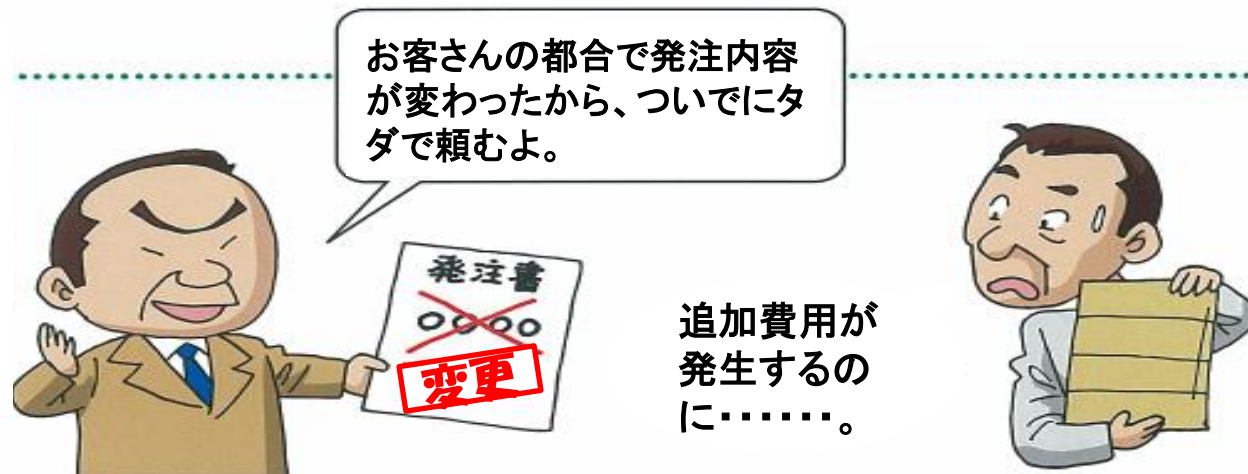
自社の金型を貸与し、自動車部品の製造を下請事業者に委託しているW社は、大量に発注する時期を終えた後、部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

ワンポイント

次のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは問題となるおそれがあります。

- 1 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼす者が要請する場合
- 2 下請事業者ごとに目標額等を定めて要請する場合
- 3 要請に応じなければ不利な取扱いをすることを示唆する場合
- 4 下請事業者が、提供しないとしたにもかかわらず、重ねて要請する場合

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



親事業者は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消したり、やり直しをさせたりしてはいけません。

下請事業者に責任があり、費用負担することなく、「給付内容の変更」、「やり直し」をさせることができる場合

- 1 給付の受領前に、下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合
- 2 給付の受領前に、給付を確認したところ、瑕疵等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合
- 3 給付の受領後に、給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合

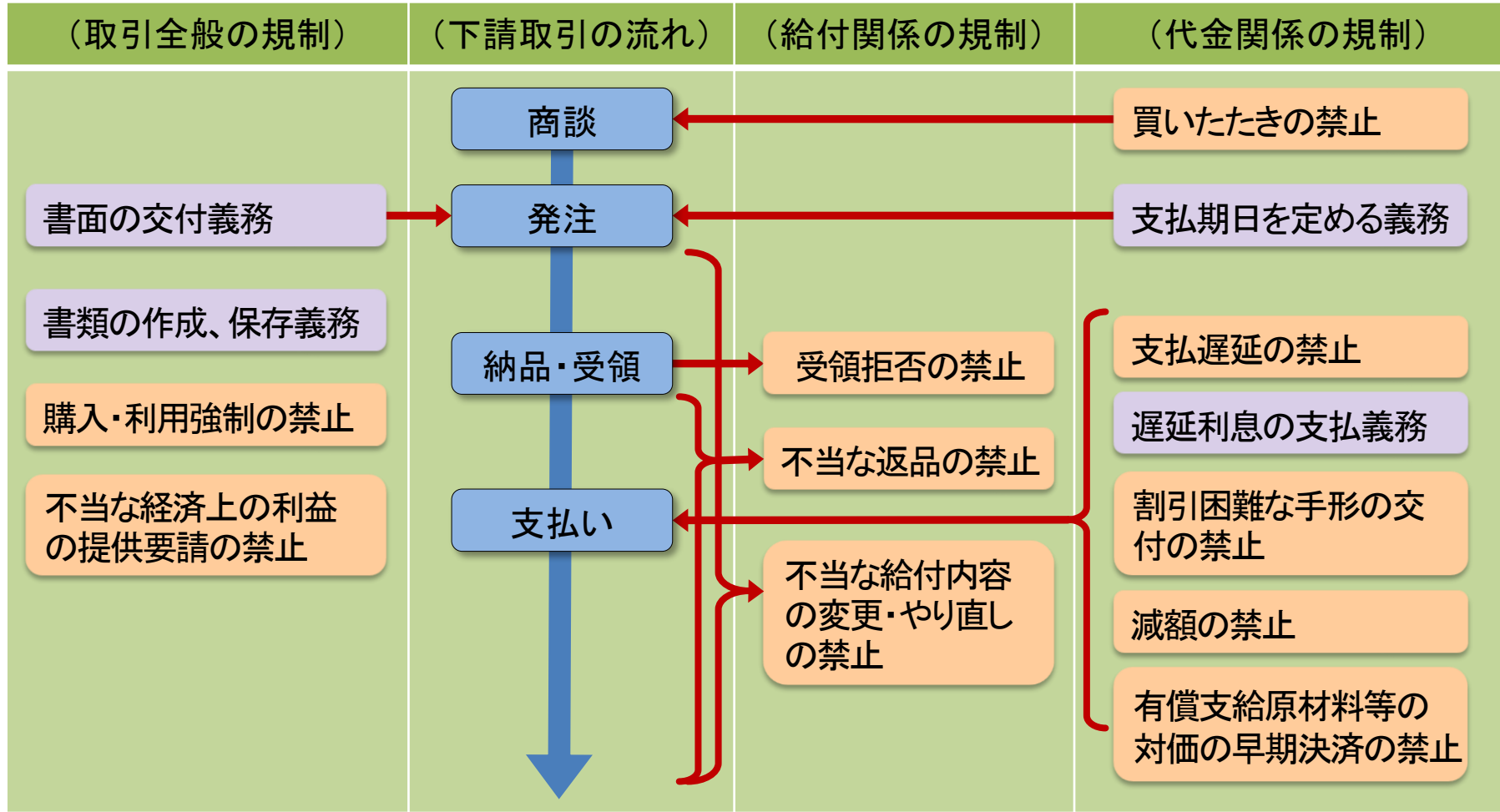
事例 ① 販売計画の変更を理由とした発注内容の変更

衣料品の製造を下請事業者に委託しているX社は、販売予測の見込み違いを理由に発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担していなかった。

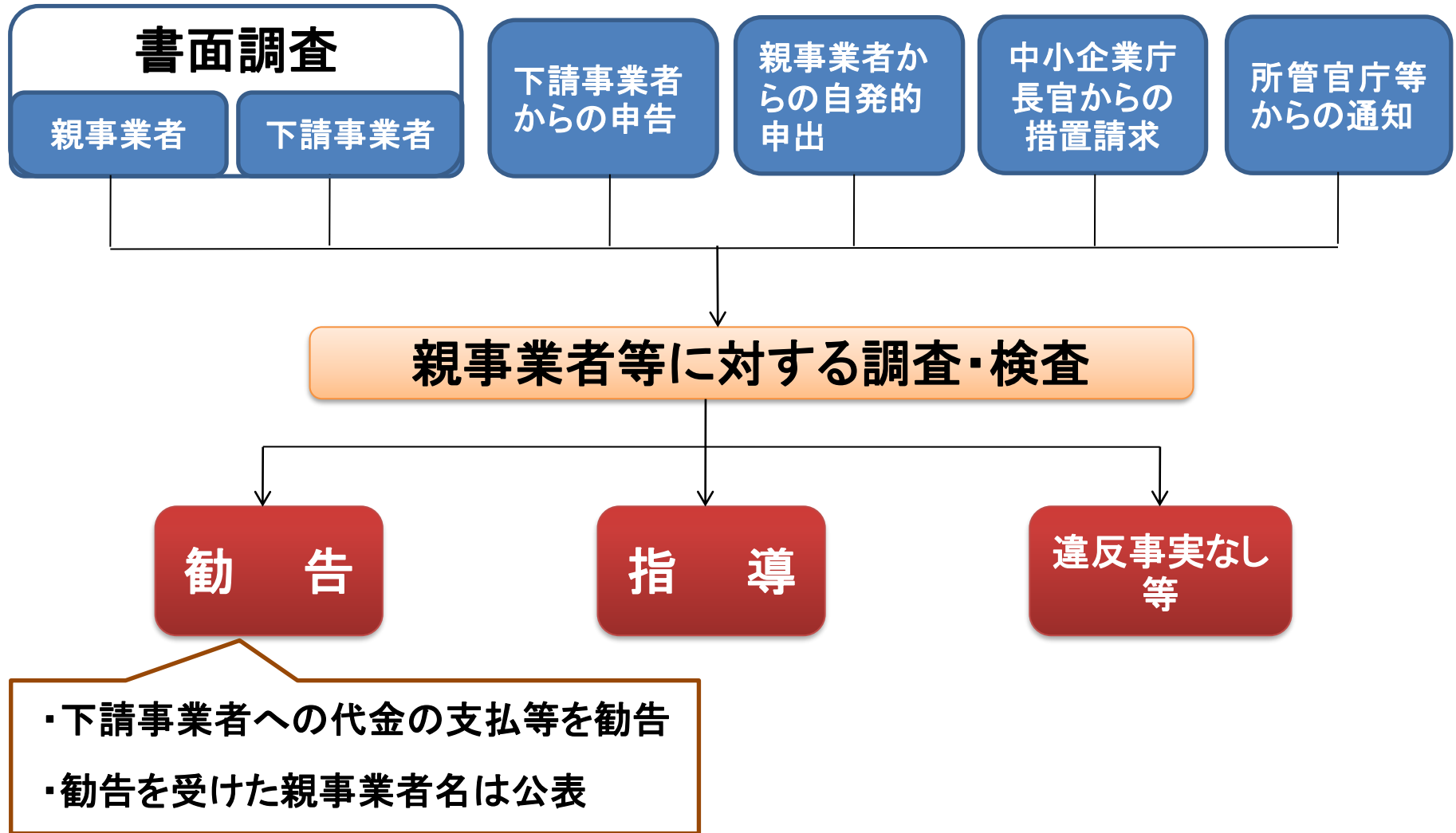
事例 ② 取引先の都合を理由としたやり直し

電線の加工を下請事業者に委託しているY社は、顧客からの依頼内容が変更されたため、下請事業者に無償でやり直しをさせた。

下請法の規制内容を下請取引の段階に応じてまとめると、次のようになります。



その他 → 報復措置の禁止



罰 則

- 発注内容等を記載した書面の交付義務違反
- 取引内容を記載した書類の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否・虚偽報告
- 立入検査の拒否・妨害・忌避

★違反者である個人

★親事業者である会社



最高50万円の罰金が科せられます



公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
Tel 03(3581)3375 (直) FAX 03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp>

(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
Tel 011(231)6300 (代) FAX 011(261)1719
(管轄区域:北海道)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
Tel 022(225)8420 (直) FAX 022(261)3548
(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
Tel 052(961)9424 (直) FAX 052(971)5003
(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
Tel 06(6941)2176 (直) FAX 06(6943)7214
(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
Tel 082(228)1520 (直) FAX 082(223)3123
(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
Tel 087(811)1758 (直) FAX 087(811)1761
(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
Tel 092(431)6032 (直) FAX 092(474)5465
(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
Tel 098(866)0049 (直) FAX 098(860)1110
(管轄区域:沖縄県)

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) - ゼロゼロ-110番

電話番号 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。
【受付時間】10:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)

中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
Tel 03(3501)1732 (直) FAX 03(3501)1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
Tel 011(700)2251 (直) FAX 011(728)4364
(管轄区域:北海道)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
Tel 022(217)0411 (直) FAX 022(721)0270
(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館
Tel 048(600)0325 (直) FAX 048(601)1500
(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
Tel 052(951)2860 (直) FAX 052(951)0557
(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
Tel 06(6966)6037 (直) FAX 06(6966)6079
(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
Tel 082(224)5745 (直)
(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
Tel 087(811)8564 (直) FAX 087(811)8558
(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
Tel 092(482)5450 (直) FAX 092(482)5551
(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
Tel 098(866)0035 (直) FAX 098(860)3710
(管轄区域:沖縄県)